

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年5月28日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 契約件名

(仮称) 世田谷版気候若者会議運営支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」にすることを目標に掲げているが、目標達成に向け、2050年に社会の中心的存在となる若者世代をターゲットとし、アンケートによる事前調査を行ったうえで、「(仮称) 世田谷版気候若者会議」(以下、「会議」という。)を実施することで、若者を環境人材として育成するとともに、若い世代の視点による気候変動対策について検討することを目的とする。

(3) 業務概要

① アンケートの実施

・ 会議の基礎資料となるアンケートを実施し、集計・分析を行う。また、アンケートと併せて会議の参加者を募る。

② (仮称) 世田谷版気候若者会議の運営支援

・ 会議企画支援
・ 会議参加者調整支援
・ 会議運営支援

(4) 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで

2. 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 世田谷区から指名停止(入札禁止を含む)を受けている期間中でないこと。
- (5) (仮称) 世田谷版気候若者会議運営支援業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

【選定委員会委員】

環境政策部長(審査委員長)	中西 成之
環境政策部環境政策課長	加野 美帆
環境政策部気候危機対策課長	上原 雅三
環境政策部環境保全課長	野元 憲治

(6) 令和2年度以降、国または地方公共団体において、同種又は類似業務の実績を有すること。

- ・同種業務：気候市民会議もしくは環境施策に関連する住民参加型会議の企画運営
- ・類似業務：環境施策または地球温暖化対策に関連する計画の作成支援

3. 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

以下の評価基準に基づき、提案書の書類審査及びヒアリングを行う。

審査項目	審査の視点
企業実績	・同種又は類似事業業務実績が十分か
業務実施体制	・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
業務責任者 業務担当者	・環境部門の技術士の資格を有しているか ・同種又は類似事業の実績が十分か
過去の成果品	・冊子の構成、文書・図表作成等の表現力があるか ・背景、現状と課題、将来像、目標、具体的な施策、進行管理等が的確に示され、誰にでもわかりやすい内容か
業務実施方針	・業務目的、内容の理解度が高く、具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか
個人情報管理	・個人情報の管理方法等は適切か
工程計画	・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映され、実現可能なものになっているか
アンケート実施に対する提案	・アンケートに回答しやすい回答フォームの提案がなされているか ・有効回答数を増やすための提案がなされているか ・会議の基礎資料となるようなアンケート項目の提案がなされているか ・会議参加者の選考方法について、会議の目的に沿った提案がなされているか。 ・アンケートの集計・分析について、会議での活発な議論に繋がるような提案があり、会議の基礎資料としての的確であるか。
会議運営に対する提案	・会議の目的を理解し、適切に運営するとともに、参加者の意欲を高め、出席率を高めるような提案となっているか ・各回の企画案について、「交差性」の視点を踏まえたうえで、①参加者の環境への知識習得・意識向上につながるような講義・ガイダンスの提案、②検討事項が活発に議論できるよう

	<p>な提案があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全3回の会議構成の流れが、会議の目的に到達するために効果的な構成の提案になっているか。 ・報告書の提案内容が、会議内容の羅列ではなく、工夫されたものであるか。
資料全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・最低価格を提示した者を満点とし、以下の算出式に当てはめて算出する。 <p>【算出式】満点×(最低価格となった総経費/提示した総経費)</p>

5. 手続き等

(1) 担当部課

環境政策部環境政策課 近藤、原田

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎B棟3階)

電話 03(6432)7131

(2) 説明書の交付

①交付期間 令和7年5月28日(水)～令和7年6月11日(水) ※午後5時まで

※窓口での配布は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

②場所 上記「(1) 担当部課」記載窓口での配布及び世田谷区ホームページ掲載

※参加希望者に無償配布する。(区ホームページからダウンロード可)

※HP [世田谷区トップページ](#)→[検索メニュー](#)→[分類から探す](#)→[区政情報](#)→
[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)

(3) 参加表明書の提出

①提出期限 令和7年6月11日(水) ※午後5時まで

②提出場所 上記「(1) 担当部課」記載窓口

※持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

③提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。)

(4) 提案書の提出

①提出期限 令和7年7月11日(金) ※午後5時まで

②提出方法 原則受付フォーム(LoGo フォーム)による電子データでの提出とする。

※電子データでの提出が難しい場合は、持参、郵送(締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。)のいずれかとする。持参又は郵送の場合の提出先は、上記「(1) 担当部課」記載窓口(持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)。

※受付フォームのURLは招請通知に記載。

※紙で提出する場合は、A4判、左上ステープル留め、片面印刷

③提出部数

・受付フォーム(LoGo フォーム)での提出の場合

提案書(正)1部、提案書(副)1部

・持参又は郵送の場合

提案書(正)1部、提案書(副)6部

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- ・契約締結にあたっては、個人情報を取り扱う業務について、実施要領兼説明書の別紙1「業務詳細」の「電算処理の業務委託契約の特記事項」の項目に適合することの審査を行う。

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した業務責任者・業務担当者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- ・関連情報を入手するための照会窓口は、「5. 手続き等」の「(1) 担当部課」に記載のとおり。

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) その他詳細は実施要領兼説明書による。